

# お知らせ

2018年12月21日  
東北電力株式会社

## 女川原子力発電所1号機の廃止に伴う 発電事業変更届出書の提出について

当社は、本日、電気事業法に基づき、女川原子力発電所1号機の廃止に伴う発電事業変更届出書<sup>※1</sup>を経済産業大臣宛てに提出いたしました。

女川原子力発電所1号機については、2018年10月25日に廃止を決定しておりましたが、廃止日を本日（2018年12月21日）付けとしました。

これをもって、女川原子力発電所全体の出力は、217万4千kWから、1号機分の52万4千kWを差し引いた165万kWに変更となります。

### 【届出の内容】

《女川原子力発電所の各号機の出力》

	変更前	変更後
女川1号機	52万4千kW	－（廃止）
女川2号機	82万5千kW	82万5千kW
女川3号機	82万5千kW	82万5千kW
合計	217万4千kW	165万kW

当社としては、原子炉等規制法に基づく手続きである廃止措置計画認可申請<sup>※2</sup>に向けて、引き続き、検討・準備を進めるとともに、安全確保を最優先に、女川原子力発電所1号機の廃止措置に取り組んでまいります。

以上

#### ※1 発電事業変更届出書

発電用の電気工作物について、設置場所、原動機の種類、周波数及び出力に変更があったときは、電気事業法に基づき、遅滞なく経済産業大臣に届出する必要がある。

#### ※2 廃止措置計画認可申請

プラントの解体工事を行うためには、原子炉等規制法に基づき、施設の解体方法、核燃料物質の管理・譲り渡し、廃棄物の管理・廃棄方法に関する事などについて記載した廃止措置計画を、あらかじめ原子力規制委員会に申請し、認可を受ける必要がある。